家庭における学習者用端末の活用について

鴻巣市立下忍小学校

鴻巣市では、児童生徒の学びをより豊かにするとともに情報活用能力の育成を目指し、学校内外に関わらず、生活の中で学習者用端末を有効に活用することを目指しています。

本校においても、児童に貸与した1人1台パソコンを「新たな文房具として」授業等において積極的に活用しております。しかし、テクノロジーは、正しい使い方をすれば、大きな力に役立てることが出来ますが、誤った使い方をすれば、自分のみならず周囲や社会にも大きな危害を及ぼす危険性があります。

そこで、児童(生徒)が学習者用端末を、安全に、責任をもって、自分も相手(周囲の人)も大切にする使い方を身に付けた、「テクノロジーのよき使い手」となることを目指し、学校でも指導しますが、家庭においても、学習者用端末のよりよい使い方について、お子さんの実態に即した適切な見守りとお声かけを、よろしくお願いいたします。

家庭における学習者用端末の利用の約束 ~テクノロシー細ルコハマのแ囂ムリ~

- 1. テクノロジーのよき使い手として日々の生活や学びに学習者用端末を役立てる。
- 2. テクノロジーの特性を理解し、①安全に ②責任をもって ③互いを尊重する使い方 を身に付ける。
- 3. 自分の学校公式 ID・パスワードを含む個人情報は、責任をもって管理する。
- 4. 違法なまたは不適切な使用を避けるため、学校公式 ID を用いたコンピュータの活動は「いつ」「だれが」「何を」したか、学校は確認出来るようになっていることを、理解する。
- 5. 不適切な使い方をしたときは、学習者用端末やネットワークの利用が制限され、連絡や学習活動等にも影響が及ぶことを理解する。
- 6. 学習者用端末に故障や破損等が生じた時、または、何か心配なことや困ったことが起こった時、自分では判断が出来ない時は、保護者や学校に相談する。
- 7. 自らで、生活の適切なメディアバランスについて考え、自身の健康を保つ。
- ※ お子さんと一緒に内容を確認してください。
- ※ 保護者の皆様には、子どもの健全な育成のため、家庭においても学習者用端末の扱い やネットワーク活動について適切な監督と関与が求められることについて、ご理解く ださい。なお、何か心配なことがありましたら、学校へご相談ください。